

日本放送協会平成20年度財務諸表
に添える監査委員会の意見書

放送法第40条第1項に基づき、日本放送協会平成20年度財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書）に添える当監査委員会の意見は、次のとおりである。

平成21年6月23日

日本放送協会監査委員会

監査委員（常勤） 井原 理代

監査委員 岩崎 芳史

監査委員 小林 英明

(序文)

平成20年4月に日本放送協会（以下、「協会」という。）のガバナンスの強化を盛り込んだ改正放送法が施行されたことにより、監査委員会が設置された。監査委員会は、放送法第40条の2により協会の財務諸表に関する監査を行うことと定められている。

本意見書は、協会の平成20年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）財務諸表に関する監査について記したものであり、監査結果としては、同法同条により20年度から会計監査人の監査があわせて法定されたことに基づき、会計監査人の監査報告の相当性について意見を示す。

I. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、同法第40条の3に基づき任命された会計監査人の監査報告の相当性を検討するため、会計監査人から事前に監査の方針、方法及び計画並びに体制等、期中には、各四半期をそれぞれ対象期間とする会計監査の状況説明等、及び平成20年度からの会計処理の変更等、これらの説明を受け、必要に応じて質問し、その確認を行った。

あわせて、決算日後に会計監査人が内部監査室と連携して行った現金及び有価証券等の実査に常勤監査委員が立会い、それらの実在性を確認した。

監査委員会は、21年6月16日に、会計監査人から「独立監査人の監査報告書」を受け取り、監査人の独立性として常に公正不偏の態度を保持するとともに独立性に関する方針並びに手続を遵守したこと、

及び職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

また、監査委員会は、協会が作成した財務諸表について、必要に応じて経理局に説明を求めた。

以上の方法に基づき、監査委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを検証し、同人の監査の方法及び結果の相当性を検討した。

なお、20年度中、監査委員は、20年12月21日に常勤監査委員多賀谷一照が退任し、同月22日に岩崎芳史が非常勤監査委員に任命された。また、21年4月1日に井原理代が非常勤監査委員から常勤監査委員となった。

II. 監査の結果

会計監査人の監査の方法及び結果（財務諸表が、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本放送協会の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める）は、相当と認める。

以上